

議案第10号

城陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部改正について

城陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求
める。

令和5年2月22日提出
(2023年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
城陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年城陽市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
	<p>(安全計画の策定等)</p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p><u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p>
(職員)	(職員)
第10条 略	第10条 略

2 略	2 略
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長</u> が行う研修を修了したものでなければならない。
(1)～(10) 略	(1)～(10) 略
4・5 略	4・5 略 <u>(業務継続計画の策定等)</u>
(衛生管理等)	<u>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>
第13条 略	<u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</u>
2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	<u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u>
3 略	(衛生管理等) <u>第13条 略</u>
附 則	<u>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</u>
(施行期日)	<u>3 略</u>

第1条 この条例は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和6年（2024年）3月31日までの間、改正後の第6条の2の

規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年城陽市条例第20号）について所要の改正を行いたいので、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

児童福祉法（抜粋）

〔設備及び運営の基準〕

第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

②～③ 略

参考資料

城陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正条例要綱

1 改正の概要

(1) 安全計画の策定等（第6条の2関係）

放課後児童健全育成事業者に対し、利用者の安全の確保を図るために、放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検や日常生活における安全に関する指導等についての安全計画を策定し、必要な措置を講ずることを義務付ける。

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認（第6条の3関係）

放課後児童健全育成事業者に対し、利用者の移動のために自動車を運行するときは、乗降の際に利用者の所在を確認することを義務付ける。

(3) 職員（第10条関係）

放課後児童支援員の資格要件となる研修に、知事が行うものその他、指定都市又は中核市の長が行うものを加える。

(4) 業務継続計画の策定等（第12条の2関係）

放課後児童健全育成事業者は、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるよう努めることを定める。

(5) 衛生管理等（第13条関係）

放課後児童健全育成事業者が講ずる、感染症や食中毒の発生予防等のための必要な措置について、職員に対する研修や訓練を定期的に実施することと改める。

2 施行期日

令和5年(2023年)4月1日

3 経過措置

改正後の条例における安全計画の策定等については、令和6年(2024年)3月31日までの間は努力義務とする。